

## 千葉県情報公開条例の改正について

平成13年4月に施行された本条例について、情報公開にかかる状況の変化や他の都道府県の制度状況を踏まえ、情報公開の一層の推進を図るため、県外者の開示請求手続の簡素化と開示決定期限の短縮化を図る改正を行うこととしたい。

### 改正案の概要

#### 1 開示請求権者

現在、県外者については、開示請求書の記載事項として請求理由の明示が必要となっている。

改正案では、請求理由の明示を廃止することにより、何人も、理由の明示なしに開示請求できることとする。

※ 他の45都道府県が県外者に請求理由の明示を求めている。

#### <現行>

- ・ 県内在住・在所の個人・法人等 (=県民)
- ・ 県内に在勤・在学の個人
- ・ 県外者 (理由の明示が必要)



#### <改正案>

何人も、開示請求できる。  
(理由の明示が不要)

#### 2 開示決定期限

現在、原則30日以内に決定しなければならず、例外として、さらに30日以内に限り延長することができることとなっている。

改正案では、原則15日以内に決定することとし、延長期間を含めたトータルの期限については、現行の「60日」を維持することとする。

※ 他の45都道府県が15日以内としている。

#### <現行>

30日 (原則) + 30日 (延長) = 60日 (トータル)



#### <改正案>

15日 (原則) + 45日 (延長) = 60日 (トータル)

